

東京都板橋区教育委員会 様

学 校 名 東京都板橋区立舟渡小学校
校長氏名 相澤 紀夫

令和8年度教育課程について (届)

このことについて、東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則に基づき下記のとおり届けます。

記

1 学びのエリアの教育目標

(1) 学びのエリアのめざす子ども像

夢に向かって全力を尽くし社会に貢献しようとする自立した児童・生徒の育成

- ・すすんで挑戦する子ども
- ・社会に貢献する子ども
- ・心身健康な子ども

(2) めざす子ども像にせまるための基本方針

- ・「すすんで挑戦する子ども」のために
 - ① 小中学校9年間を通した主体的な活動を促し、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力を育む指導を実践する。
 - ② 教科の特性に応じ、「板橋区授業スタンダード」に基づいた課題解決型学習や協働的な学び、体験的な活動を取り入れ、児童・生徒の興味・関心を高め、創造性や主体的な学習態度を育む指導を行う。
 - ③ 「少人数による習熟度別授業」や「学力向上専門員」、さらには「一人一台端末」等を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行う。
 - ④ 総合的な学習の時間や特別活動においてアントレプレナーシップ教育の視点を取り入れ、SDGs等の社会課題の解決に向け、失敗を恐れず挑戦する態度を育む。
- ・「社会に貢献する子ども」のために
 - ① 全ての教育活動において人間尊重の精神を基調とし、個々の人格や多様性を認め合い、生命の尊重・男女平等、そして人権尊重の精神を養う。
 - ② 学びのエリアの児童・生徒、地域社会の実態を踏まえ、「豊かな心」を育てることを重視し、「福祉教育」や徳育・体育の調和のとれた指導を行う。
 - ③ 「特別の教科 道徳」を要として道徳教育を推進し、「いじめはしない、見たら止める、許さない心」を育み、いじめや差別の根絶をめざす。
 - ④ 板橋区コミュニティ・スクールを基盤とし、家庭や地域と連携・協働する。特に総合的な学習の時間を活用し、小中一貫した防災教育を体系的に推進することで、地域社会に積極的に貢献できる児童・生徒の育成を図る。
- ・「心身健康な子ども」のために
 - ① 健康・安全教育を充実させ、運動に親しむ習慣を身に付けさせる。小中学校の系統性を意識した食育の推進や健康増進、安全管理、体力向上を図る指導を行う。
 - ② 地域と連携した体験学習やボランティア活動を通して、感謝する心や奉仕する心を育てる指導を行う。
 - ③ 学年・学級経営を充実させ、イェナプラン教育の要素も取り入れながら、好ましい人間関係を築き、安心・安全な居場所としての学級・学校づくりを推進する。
 - ④ 多様な教育的ニーズに対応するため、小中学校間及び関係機関との連携を強化し、一人ひとりの状況に応じた「心の健康」を支援する。

2 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基本に、児童一人ひとりが未来をつくり上げていくために必要とされる資質・能力を育成するために次の具体目標をおく。

- ◎【かしこく】よく考えずすんで行う子ども <自分らしく進むチカラ><ゼロから切り拓くチカラ>
- 【なかよく】なかよく助け合う子ども <認め合って生きるチカラ><つながり助け合うチカラ>
- 【たくましく】じょうぶなからだの子ども <自ら行動を起こすチカラ>

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

◎「MIRAI SCHOOL いたばし-教育ビジョン 2035-」に示された5つの力（自分らしく進む力、認め合って生きる力、つながり助け合う力、自ら行動を起こす力、ゼロから切り拓く力）を柱とし、児童がこれからの社会を生き抜くために必要な資質・能力の醸成を図る。

○小中一貫教育の取組を通して学力向上を図るとともに、主体的に地域に関わる児童を育成する。そのため、全ての教育活動において、自分の考えをもち、創造力を発揮し、目標達成まで試行錯誤を繰り返し、数多くの成功を味わわせて自己肯定感を高める。

○全教育活動を通して、自他のよさを認め、伸ばし、思いやりの心を育む心の教育の充実を図るとともに、生命を大切にし、あらゆる偏見や差別、いじめ等をなくす人権尊重の精神を育てる。

○教育目標「かしこく」については、学習指導要領で示された基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等のかん養などをめざし、「板橋区 授業スタンダードSタイプ」に基づく授業革新、問題解決的な学習・探究的な学習による授業の質の向上に努める。

○教育目標「なかよく」については、人権尊重教育を基盤に、教育活動全体を通して行う道徳教育において道徳的判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図るとともに、心の教育の推進に努める。

○教育目標「たくましく」については、体育での運動時間を十分に確保し、運動・保健・食育の3観点から指導を充実させ、地域・家庭との連携を推進し、健康意識を高め、望ましい生活習慣を身に付ける態度を育成する。

○全ての学年で朝モジュールや放課後の時間を利用して、繰り返し復習したりできる学習の場を設定する。タイピング練習や読書、「東京ベーシック・ドリル」や一人一台端末を用いた「AIドリル すらら」などを活用し、確かな学力の育成に努める。

○学校いじめ防止基本方針を基に、計画的にその取組を行うことで、いじめ見逃しゼロとした安全で安心できる学校をめざす。

○地域と連携し、環境教育や防災教育のフィールド学習を中心に、児童がこれからの板橋を語る事ができる基盤として舟渡愛の育成に努める。

○義務教育9年間の学びを充実させるために、学びのエリアにおける小学校と中学校の「見合う授業」、小学校と中学校で「意見交流ができる授業」を行い、協議会の充実を図る。

○教員の授業力を向上させるために、教育支援センターや指導教諭・教科専門官の公開授業を積極的に利用する。校内では授業を相互に参観して、児童の学びの姿を協議することによって授業革新を進める。また、教員自身の個別最適な学びを確保するため、板橋区教育委員会提供のポータルサイトの活用を推進する。

(3) 令和8年度最重点教育活動

○東京都人権尊重教育推進校として2年間実践を行い、人権を尊重する態度や実践力を高めるとともに、その成果を東京都に還元する。

○板橋区教科担任制モデル校として、5、6学年において教科担任制を行い、その効果を検証するとともに、板橋区に還元する。

3 指導の重点

(1) 確かな学力の育成

- 児童の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な学力の向上を図るため、児童一人ひとりの特性と能力を踏まえた指導に努める。全ての教科指導において「板橋区 授業スタンダード」に基づき1単位時間の学習の流れを共通にし、学習のめあてを明確にして児童に提示をする。授業の終了時にはめあてに沿った振り返り・まとめを必ず行う。また「板橋区 授業スタンダードS」に基づきイエナプラン教育の要素を取り入れた自己調整型、自由進度型の学びに取り組む。算数科においては、3年生以上の学年において東京ベーシック・ドリル、「A I ドリル すらら」を活用しながら習熟度別少人数指導を全単元で実施する。
- 「総合的な学習の時間」においては、板橋区全体を学びのキャンパスとし、地域の特徴を生かした探究型の授業を展開し「主体的・対話的で深い学び」を追究する。児童が共に学び合いができる話し合い活動を重視した協働学習を低学年の「生活科」から実施し、授業を充実させる。その中で、ICTを活用した教材や資料の提示、発表方法の工夫などを行い、児童の学習意欲を高めさせる。また、児童、教師、保護者・地域が学び合う協働学習を取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、授業の質を向上させる。
- 「外国語科・外国語活動」における、体験的な理解や、コミュニケーション能力の素地や基礎を養うための指導については、外国語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育てるために、全学年がALTとのティーム・ティーチングによる体験的な活動を行う。第3・4学年については35時間の外国語活動を設定し、文化を越えて互いを理解しようとする国際理解の心とコミュニケーション能力の素地を育てる。第5・6学年については70時間の英語科の内容を加えた外国語を設定し、コミュニケーション能力の向上に努める。
- 朝モジュールの時間を活用した定期的な読み聞かせや読書月間を通して、児童に読書習慣を身に付けさせるとともに、学校図書館を読書や調べ学習、読み聞かせ、情報検索などの様々な機能をもった学習のセンターとして有効活用することで読書活動の推進にあたる。
- 朝モジュールの時間を活用した定期的なタイピング練習を通して、児童の思考が停止することなく自分の思いや考えを表現できる技能を身に付けさせる。併せて、プログラミング教育も充実させる。
- 読み解く力を育成するために、各教科等の指導において、教科書を正確に読み取ることや共書きの徹底など、9年間を見通した単元配列表を基に実践をすることにより、学力向上を図る。
- 身の回りの環境に関心を持ち、自分との関わりやつながりを尊重するESDの視点をもった環境教育を児童の発達段階に応じて行い、SDGsの達成につなげていく。また、環境学習を効果的に進めるために環境教育テキスト「未来へ」やリサイクルプラザ、日本生態系協会など地域資源を活用し、「板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム」に基づいた指導を行う。
- 情報に関する「基本的な操作等」「問題解決・探究における情報活用」「プログラミング」「情報モラル・情報セキュリティ」の4つの学習内容を、各学年の教科・領域等に適切に位置付け、教科横断的な視点から教育課程全体を通して情報活用能力の確実な育成を図る。
- 一人一台端末を活用して、「A I ドリル すらら」などの個に応じた学習環境を整備し、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、情報活用能力を含む資質・能力を育成する。
- 感染症や災害の発生などの非常時にやむを得ず学校に登校できない児童に対し、オンラインでの授業を行うことで学びの保障を確保する。
- 資料や図表の拡大表示をしたり、音声や映像で情報収集をしたりするなど、学習者用デジタル教科書の利便性を生かして学習に取り組ませる。
- 開かれた学校づくり、地域の力を生かした教育活動を推進するために学校支援地域本部の活動を充実させる。また、コミュニティ・スクール委員会との連携強化による円滑な運営をめざす。
- 地域ボランティア活動を充実させ、ボランティア・マインドの育成を図る。
- 学びのエリアにおいて、小中一貫した防災教育を体系的に推進し、防災に関する知識や技能を身に付けさせる。また、板橋区危機管理部地域防災支援課や荒川知水資料館と共同で進めている荒川フィールド学習を通して「地域防災」と「学校防災」を融合した訓練計画を策定するとともに、防災において積極的に貢献できる児童を育成する。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- 「特別の教科 道徳」及び学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育については、道徳教育推進教師を中心に、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値の理解を基に道徳的課題を児童が自分自身のこととして捉えて向き合い、互いに考えを交流する「考え、議論する道徳」をめざした展開を工夫する。
- 人権尊重の精神を基本に、児童一人ひとりが未来で活躍するために必要とされる資質・能力を育成するとともに、将来への夢や希望をもって主体的に自己実現を図ろうとするチャレンジ精神、創造性、探究心等を育てる。そのために、ゲストティーチャーを招いた授業や働く人たちとの交流、体験学習などの充実に努める。
- 総合的な学習の時間、特別の教科 道徳を中心に、高齢者施設への訪問交流、車椅子体験等の活動を通して、高齢者、障がい者をはじめとしたさまざまな人々が互いに尊重し合い、共生する社会をめざす福祉教育を推進する。
- 特別活動を要として児童に希望や目標をもって生きる意欲や態度、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解などの育成を図るため、児童を真ん中に据えた縦割り班や委員会、児童会活動を推進する。
- 「学級活動の日」を公開授業とし、話し合い活動の様子を紹介するとともに、地域、家庭においても日常の中で児童の思いや考えを発信する機会を設定していただく契機とする。
- 各教科や総合的な学習の時間を通して、地域社会に関連する学習を基本としながらチャレンジ精神をもって様々な課題に取り組み、自己実現を図る内容をキャリア教育の一環とする。
- 健康づくりにすすんで取り組む子どもを育てるために、体育指導・保健指導・給食指導を充実させる。児童に心身の健康に対する関心をもたせ、その維持増進に目を向け実践できるようにするために行動体力を向上させる体育指導、防衛体力の育成につながる食育、保健衛生指導の充実に努める。
- 行動体力を向上させるために、東京都統一体力テストの結果を記録し、自分の達成目標を決め、その成果の振り返りをしながらめあてをもち、運動できるようにする。
- 食に対する興味・関心を高め、好き嫌いをしないで食べられる子どもをめざし、食に関する年間指導計画に基づく食育指導を充実させる。
- 「生きる力を育む学校での安全教育」を基に、安全学習活動の展開を工夫し、児童が確かな安全知識と態度及び基本的な行動を確実に身に付けさせる。
- 児童の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理負担を受けた場合などにおける対処の仕方を身に付けるための教育を第5・6学年体育科保健「心の健康」の学習で実施し、適切な態度の育成を図る。
- 教育活動全体を通して児童の発達段階に応じた発達指示的指導を行い、課題未然防止教育を推進するとともに<プロアクティブ生徒指導>、今日的課題であるいじめ、不登校などについては、早期発見、速やかな対応を家庭、関係機関と強力に連携し、解決に至るまで継続的な指導支援を行う<リアクティブ生徒指導>。
- 児童の悩みや心配を軽減したり解決したりするために、第5・6学年は学級集団アセスメント「WEB-QU」を活用する。その結果をもとにスクールカウンセラー、巡回指導心理士などと連携して全児童との面接を含め相談体制を充実させ、規律と豊かな関わりのある学級づくりに努める。上記2項を例示②として(4)より移動
- いじめ防止のため全学級でいじめに関する授業を年間3回行い、うち1回以上は公開授業とする。「SOSの出し方に関する教育」も各学期末に年3回行う。(追記)
- いじめや不登校・非行等の未然防止のため「舟渡小学校いじめ防止対策基本方針」に沿っていじめ対策委員会を中心に学校全体で指導し、問題の早期発見と学校・家庭・地域で連携した指導を行う。上記2項を例示②として(5)より移動

(3) 保幼小接続・小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育に向けた連携を推進するために保幼小接続・小中一貫教育コーディネーターを中心に、志村第五中学校と「めざす子ども像」について共通理解を図る。義務教育9年間という指導観をもち、「見合う授業」「意見交流ができる授業」を行い、系統性や連続性のある取組により教育活動を進めていく。また、中学校進学への不安を解消し、希望をもって進学できるよう、第6学年の児童が志村第五中学校の授業参観や授業体験を年に1回以上行うことで異学年交流を行う。イェナプラン教育の要素を取り入れた教育活動として「異学年交流」を追記する
- 近隣幼稚園・保育所との連携を図るためスタートカリキュラムを編成し、具体的な交流内容などについて検討・実施をし、明日香幼稚園・志村橋保育園、舟渡保育園、はあもにい保育園、赤羽保育園との円滑な接続を進めていく。特に、施設が隣接する志村橋保育園の5歳児とは、学校行事や生活科において直接交流実践を年2回以上行う。
- キャリア教育の一環として1中学校1小学校である小中一貫教育や保育園との隣接する環境を生かした連携などによる活動を生活科・総合的な学習の時間を中心に行う。例示③として追記
- 板橋区教科担任制モデル校として、5、6学年において教科担任制を行い、その効果を検証するとともに、板橋区に還元する。例示④として表1の2(3)のものをこちらでも明記

(4) 安心・安全に学べる居場所の充実

- 全校で統一した学習や生活の決まりを守り、学習に集中して取り組むために、「舟っ子ミニマム」を児童会と共に見直し、実践を通して集団生活における実践力の育成を図る。
- 基本的な生活習慣や学習規律を身に付けさせるとともに、思いやりと規範意識を育むために、週1回の生活指導夕会を通して情報の共有化を図り、組織的な指導を行う。
- 生活安全・交通安全については自他の安全や防犯に関する実践的な態度と技能の育成を図るために、セーフティ教室や日常生活の指導、登下校指導、校外学習及び「安全教育プログラム」、自校制作の「交通安全動画」などを活用ながら安全や防犯の指導に取り組む。
- 非常災害時や事故、事件の発生時に適切な判断及び対応ができるように、学校危機管理マニュアルを改訂し、組織的な危機管理の対応力を高める。上項とともに例示①として(2)より移動
- 「生命の安全教育」については、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、組織的・系統的に対応できるように取り組む。例示②として(2)より移動
- 不登校0人をめざし、一人ひとりの学校生活の様子を観察し、不安や悩みをもっている児童には家庭と連携し、児童の心に寄り添った支援を行う。また、校内での児童の居場所「f-y-o-u-t-h」や個別学習スペース「ふなっこの港」「ふなっこBASE」運営の更なる充実を図る。さらに、板橋区が行っている「バーチャルフレンドパーク」や「ひみつきち」、東京家政大学や淑徳大学で展開されている大学などの学校外の多様な居場所づくり事業を紹介し、家庭への支援を行う。

(5) 多様なニーズへの対応

- 特別な支援を必要とする児童への教育活動を充実させるために、特別支援教育校内委員会が中心となり作成した「個別指導計画」「学校生活支援シート」に基づき、保護者やスクールカウンセラー、特別支援アドバイザーなどと連携して指導を進める。また、月に1回以上校内ケース会議を開き、一人ひとりの児童についての情報の共有化により組織的な対応に努める。
- 特別支援教室「にじのへや」や特別支援教室へ通級をしている児童について「個別指導計画」「学校生活支援シート」を作成し、児童の変容や今後の支援の計画などの情報を記録し、全校で共有する。
- 地域在住の志村学園児童及び高島特別支援学校児童と副籍制度に基づく交流や共同学習を計画的に進めていく。上項とともに例示①②③として(4)より移動
- 不登校児童については、登校をしづる傾向の段階で校内委員会をもち組織として対応を進める。継続する不登校児童については校内委員会を開き、状況に応じて全校で情報を共有し対策を講じ、登校を促していく。「不登校対応ガイドライン」に基づき校内委員会を中心に組織的に対応し、必要に応じて、子ども家庭総合支援センター、スクールソーシャルワーカーなど、外部関係諸機関と連携を取りながら、解決に向けた取組を行う。

○分かりやすい授業の流れ、すっきりとした教室環境づくりなど、全ての児童にとって学びやすいユニバーサルデザインの学習環境で学習ができるように全校で取り組む。

○感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童については一人一台端末を活用する等「学びの保障」を確保する。例示⑤として追記

(6) 教員の育成・働き方改革の推進

○東京都教育委員会人権尊重教育推進校としての取組をとおして、教員自身の人権感覚を高める。

○板橋区教科担任制モデル校として、高学年における理科をはじめとして、他学年への教科担任制の拡充を図り、教科の専門性を高める。

○国語科による読み解く力の育成をテーマとした校内研究を充実し、教師の授業力及び児童理解の向上を図る。

○主幹教諭を中心として校内のOJT体制を確立し、若手教員の資質向上を図り、指導者となる教員の指導力の向上を図る。

○教員の授業力を向上させるために、教育支援センターや指導教諭・教科専門官の公開授業を積極的に利用する。校内では授業を相互に参観して、児童の学びの姿を協議することによって授業革新を進める。

○教育相談や特別支援教育の充実を図る。特にスクールカウンセラー、外部の関連諸機関（医療機関・相談機関等）との連携を強化し、外部講師として研修を実施し、教員の教育相談や特別支援教育に関するより一層の理解と指導力の向上を図る。

○教員の勤務内容をより自己調整型とするため、職員会議以外は各部会、委員会等主体による会議の運営を行う。

○各会議は最長1時間とし、予定時刻に開始する。

○完全休校日や長期休業日、リフレッシュ休暇を活用し、年次有給休暇の取得15日以上を目標とする。

○毎月末尾に2、7のつく日を「ふなday」として定時退勤日を設ける。